

平成19年 No.24

国立大学法人東京学芸大学文書処理規則等の一部を改正する規則等

改正理由

平成19年4月1日からの事務組織の一部変更に伴い、所要の改正を行うものである。

事務組織の変更に伴う形式的な改正であるため、関係審議機関には諮らず、決裁により処理する。

国立大学法人東京学芸大学文書処理規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成19年 3 月22日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成19年規則第19号

国立大学法人東京学芸大学文書処理規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学文書処理規則（昭和52年規則第 8 号）
- (2) 東京学芸大学事務協議会規則（昭和39年規則第 4 号）

国立大学法人東京学芸大学学内文書処理要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成19年 3 月22日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

国立大学法人東京学芸大学学内文書処理要項の一部を改正する要項

国立大学法人東京学芸大学学内文書処理要項（昭和51年 1 月10日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

書留郵便物及び電報の收受等に関する取扱いの一部を改正する取扱いを次のように制定する。

平成19年3月22日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

書留郵便物及び電報の收受等に関する取扱いの一部を改正する取扱い

書留郵便物及び電報の收受等に関する取扱い（昭和41年8月1日事務局長裁定）
の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学文書処理規則の一部改正について

改正理由：平成19年4月1日からの事務組織の一部変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改正										現行									
様式第3 (表) 東京学芸大学原議書										様式第3 (表) 東京学芸大学原議書									
完 結	平成	年	月	日	(送附) 普通・書留・速達・小包 使送・部内通知		東学芸 第 号			完 結	平成	年	月	日	(送附) 普通・書留・速達・小包 使送・部内通知		東学芸 第 号		
発 送	平成	年	月	日			平成 年 月 日			発 送	平成	年	月	日			平成 年 月 日		
照 合	平成	年	月	日	(添付物及び施行注意)		決 裁	平成 年 月 日		照 合	平成	年	月	日	(添付物及び施行注意)		決 裁	平成 年 月 日	
浄 書	平成	年	月	日			起 案	平成 年 月 日		浄 書	平成	年	月	日			起 案	平成 年 月 日	
情 報 公 開 区 分				公開・非公開 (秘・部外秘) (平成 年 月 日まで)						情 報 公 開 区 分				公開・非公開 (秘・部外秘) (平成 年 月 日まで)					
文 書 保 存 期 間				永年 30年 10年 5年 3年 1年						文 書 保 存 期 間				永年 30年 10年 5年 3年 1年					
(収受文書発信年月日)					(収受文書記号番号)					(収受文書発信年月日)					(収受文書記号番号)				
平成 年 月 日					第 号					平成 年 月 日					第 号				
(受信者)					(発信者)					(受信者)					(発信者)				
(件 名)										(件 名)									
上記のことについて別紙のとおり してよろしいか伺います。 します。										上記のことについて別紙のとおり してよろしいか伺います。 します。									
学 長	理 事 (教育等担当)	理 事 (研究等担当)	理 事 (総務等担当)	理 事 (経管戦略等担当)	監 事	監 事				学 長	理 事 (教育等担当)	理 事 (研究等担当)	理 事 (総務等担当)	理 事 (経管戦略等担当)	監 事	監 事			
部 局 長	部 長	課 長	主 幹	副 課 長	係 長 ・ 専 門 職 員	起 案				部 局 長	部 長	課 長	主 幹	補 佐	係 長 ・ 専 門 職 員	起 案			
						課 係 内 ()										課 係 内 ()			
(合 議)										(合 議)									
整理 番号										整理 番号									
附 則 この規則は、平成19年4月1日から施行する。																			

東京学芸大学事務協議会規則の一部改正について

改正理由：平成19年4月1日からの事務組織の一部変更に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （組織） 第3条 本会は，次の各号に定める者をもって組織する。 （1）事務局長 （2）部長 （3）課長 （4）主幹 （5）<u>副課長</u> （会議） 第4条 本会が開催する会議（以下「会議」という。）は，前条第1号から第4号までに定める者をもって行う。 2 会議には，必要に応じて<u>副課長</u>等を出席させ，意見を聴くことができる。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規則は，平成19年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 （組織） 第3条 本会は，次の各号に定める者をもって組織する。 （1）事務局長 （2）部長 （3）課長 （4）主幹 （5）<u>課長補佐</u> （会議） 第4条 本会が開催する会議（以下「会議」という。）は，前条第1号から第4号までに定める者をもって行う。 2 会議には，必要に応じて<u>課長補佐</u>等を出席させ，意見を聴くことができる。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学学内文書処理要項の一部改正について

改正理由：平成19年4月1日からの事務組織の一部変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改

正

(様式1)

学内文書処理票

東学芸 第 号

(件名)

標記のことに

学 長

理 事
(教育等担当)

理 事
(研究等担当)

理 事
(総務等担当)

理 事
(経営戦略等担当)

監 事

監 事

伺 (次のとおり
してよい)

部 局 長

部 長

課 長

主 幹

副 課 長

係 長・
専門職員

起 案 者

供閲 (別紙のとおり)

(合議)

平成 年 月 日決裁

平成 年 月 日起案

標記のことに

別紙のとおり、
通知・報告・提出・送付・照会・
依頼 (要回答 月 日まで)
回答・推薦 します。

(備考)

(送付先)

(発信者)

整 理
番 号

(発 送) 年 月 日

課 室 係 () 印

標記のことに

学 長

理 事
(教育等担当)

理 事
(研究等担当)

理 事
(総務等担当)

理 事
(経営戦略等担当)

監 事

監 事

伺 (次のとおり
してよい)

部 局 長

部 長

課 長

主 幹

副 課 長

係 長・
専門職員

起 案 者

供閲 (別紙のとおり)

(合議)

年 月 日決裁

年 月 日起案

標記のことに

別紙のとおり、
通知・報告・提出・送付・照会・
依頼 (要回答 月 日まで)
回答・推薦 します。

(備考)

(送付先)

(発信者)

整 理
番 号

(発 送) 年 月 日

課 室 係 () 印

情報公開区分
文書保存期間

公開・非公開 (秘・部外秘) (年 月 日まで)
永年 30年 10年 5年 3年 1年 その他 (年)

現

行

(様式1)

学内文書処理票

東学芸 第 号

(件名)

標記のことに

学 長

理 事
(教育等担当)

理 事
(研究等担当)

理 事
(総務等担当)

理 事
(経営戦略等担当)

監 事

監 事

伺 (次のとおり
してよい)

部 局 長

部 長

課 長

主 幹

補 佐

係 長・
専門職員

起 案 者

供閲 (別紙のとおり)

(合議)

平成 年 月 日決裁

平成 年 月 日起案

標記のことに

別紙のとおり、
通知・報告・提出・送付・照会・
依頼 (要回答 月 日まで)
回答・推薦 します。

(備考)

(送付先)

(発信者)

整 理
番 号

(発 送) 年 月 日

課 室 係 () 印

標記のことに

学 長

理 事
(教育等担当)

理 事
(研究等担当)

理 事
(総務等担当)

理 事
(経営戦略等担当)

監 事

監 事

伺 (次のとおり
してよい)

部 局 長

部 長

課 長

主 幹

補 佐

係 長・
専門職員

起 案 者

供閲 (別紙のとおり)

(合議)

年 月 日決裁

年 月 日起案

標記のことに

別紙のとおり、
通知・報告・提出・送付・照会・
依頼 (要回答 月 日まで)
回答・推薦 します。

(備考)

(送付先)

(発信者)

整 理
番 号

(発 送) 年 月 日

課 室 係 () 印

情報公開区分
文書保存期間

公開・非公開 (秘・部外秘) (年 月 日まで)
永年 30年 10年 5年 3年 1年 その他 (年)

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

書留郵便物及び電報の收受等に関する取扱いの一部改正について

改正理由：平成19年4月1日からの事務組織の一部変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正										現 行													
第2号様式										第2号様式													
電 報 原 議 書										電 報 原 議 書													
東京学芸大学								整理番号				東京学芸大学								整理番号			
決 裁	平成 年 月 日				発信日時		月 日 時 分				決 裁	平成 年 月 日				発信日時		月 日 時 分					
起 案	平成 年 月 日				託送者						起 案	平成 年 月 日				託送者							
学 長	事務局長	部 長	課 長	<u>副 課 長</u>		係 長	起 案 者				学 長	事務局長	部 長	課 長	<u>補 佐</u>		係 長	起 案 者					
									課 係											課 係			
合議						法規・文書係長		法規・文書係				合議						法規・文書係長		法規・文書係			
件 名										件 名													
〔省略〕										〔省略〕													
<u>附 則</u> この取扱いは、平成19年4月1日から施行する。																							